

みたかふれあい支援員事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年2月9日付け27三健高第2120号。以下「実施要綱」という。）第3条第2号に掲げる市の独自の基準による訪問型サービス事業として、高齢者の住み慣れた地域での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態となることを予防するための生活支援を行うみたかふれあい支援員事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、三鷹市（以下「市」という。）とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、実施要綱第3条第2号に掲げる事業で、居宅において自立支援を目的とした掃除、調理等の日常生活上の支援とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等で、実施要綱第4条の規定による総合事業の対象者とする。

(サービスの提供主体)

第5条 事業においてサービスを提供する者は、法第115条の45の3第1項の指定を受けた者であって、市長によるみたかふれあい支援員事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けた者とする。

2 前項に規定する事業者の指定を受けようとする者は、みたかふれあい支援員事業者指定申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書を確認し、当該申請者に対して、指定する場合にあってはみたかふれあい支援員事業者指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）を交付し、指定しない場合にあってはみたかふれあい支援員事業者不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業者の変更等の届出)

第6条 指定通知書の交付を受けた事業者は、前条第3項で指定した内容に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内にみたかふれあい支援員事業者変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 事業者を辞退する者は、みたかふれあい支援員事業者辞退届出書（様式

第5号)により市長に届出をしなければならない。

(指定の取消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) サービス利用者に損害を与え、又はその信頼を失墜させるような何らかの行為をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、みたかふれあい支援員事業者指定取消通知書(様式第6号)により、当該事業者に通知するものとする。

(従事者)

第8条 事業に従事できる者は、第5条の事業者に属する者であって、次に掲げるものとする。

(1) 法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者

(2) 実施要綱別表第1市の独自の基準による訪問型サービス事業の項に規定する市の指定する研修の修了者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が前号の研修と同等と認める研修の修了者

(研修等)

第9条 市長は、次に掲げる全ての内容を備える研修で、事業に従事するに当たり必要な能力を習得できると認めるものを前条第2号の市の指定する研修として指定する。

(1) 介護保険制度及び市の高齢者福祉制度の理解に関すること。

(2) 高齢化による心身の変化、障がい、疾病等の理解に関すること。

(3) 認知症の理解に関すること。

(4) 対人サービスにおける倫理及び接遇に関すること。

(5) 家事支援の知識に関すること。

(6) 実習

2 市長は、前項の研修を修了した者に対し、みたかふれあい支援員養成研修修了証(以下「修了証」という。)を発行するものとする。

(みたかふれあい支援員の認定)

第10条 第8条に掲げる者は、事業に従事しようとするときは、市長によるみたかふれあい支援員の認定を受けなければならない。

2 第8条第1号及び第3号に掲げる者でみたかふれあい支援員の認定を受けようとする者は、みたかふれあい支援員認定申請書(様式第7号)に、同条同号に掲げる者であることが証明できる書類の写しを添付し、市長に

申請するものとする。

3 第8条第2号に掲げる者でみたかふれあい支援員の認定を受けようとする者は、みたかふれあい支援員認定申請書（様式第7号）に修了証の写しを添付し、市長に申請するものとする。

4 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請書及び添付書類を確認し、当該申請者に対して、認定する場合にあってはみたかふれあい支援員認定通知書（様式第8号）及びみたかふれあい支援員登録証（様式第9号。以下「登録証」という。）を交付し、認定しない場合にあってはみたかふれあい支援員不承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

5 認定の有効期間は、市長が認定した日から2年を経過した日の属する年度の最終日までとする。

（みたかふれあい支援員の変更等の届出）

第11条 認定通知書の交付を受けた者は、前条第4項の登録内容に変更があった場合は、当該変更のあった日から10日以内にみたかふれあい支援員登録内容変更届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

2 みたかふれあい支援員を辞退する者は、みたかふれあい支援員辞退届出書（様式第12号）により市長に届出をし、交付を受けた登録証を返却しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 市長は、みたかふれあい支援員が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1）サービス利用者又は事業者に損害を与え、又はその信頼を失墜させるような何らかの行為をしたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、みたかふれあい支援員認定取消通知書（様式第13号）により、その者に通知するものとする。この場合において、通知を受けた者は、交付を受けた登録証を返却しなければならない。

（守秘義務）

第13条 みたかふれあい支援員は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。みたかふれあい支援員でなくなった後においても、同様とする。

（フォローアップ研修）

第14条 みたかふれあい支援員は、事業に必要な能力の維持及び向上を図るために、認定の有効期間満了日までに1回以上、市長が指定するフォロー

アップ研修を受講しなければならない。

- 2 フォローアップ研修を受講した者は、研修を受講した日から2年を経過した日の属する年度の最終日まで認定期間が延長されるものとする。

(研修事業の委託)

第15条 市長は、第9条及び前条に係る事業を、高齢者福祉に理解及び実績のある法人等に委託することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行し、平成30年9月1日から適用する。